

2019 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・第 1 部法律学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 9～11>

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 法律学科では、2016年度より中長期計画を策定し、2023年度までの到達目標とその計画を策定した（詳細については、根拠資料参照）。なお、中期計画については2020年度より新たな計画がスタートするところ、これまでの達成度を踏まえ所要の修正を行うこととする。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、経常学部予算ではカバーできない国際化に向けた理念目的の実現に向け、語学研修等の教育プログラムの企画と実行を進めている。
- ② 学部・学科の目的の適切性は、教育目標と3つのポリシー見直しの観点から、執行部の指示を受けた学部内関係委員会で随時検討し、4年に1回のカリキュラム改訂の際に実施している。具体的には、アドミッション・ポリシーは入試制度委員会で、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーについてはカリキュラム検討委員会において適切性の検証を行った上で、教授会において審議した。現行のカリキュラムとの整合性が確保されており、また入試についても毎年見直しを行うなど、適切性が確保されていると考える。
- ③ 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、法律学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・法律学科では予算計画の責任を明確にするため、各種委員会で学部予算の要求原案を作成し、予算委員会、執行部会等で予算項目の適切性について判断し、当該年度に執行する体制を確立している。

【問題点・課題】

- ・学部の特性から学長施策「教育活動改革支援予算」予算の新規案件が出にくい傾向にあり、今後、改善を図りたい。

【将来に向けた発展方策】

- 学長施策「教育活動改革支援予算」を基に行なっている語学研修を起点にして、海外の大学との教育交流の拡充。

【根拠資料】

- 法学部法律学科 中長期計画
- 中長期計画フィードバックコメント
- 法学部人事構想・将来構想委員会 議事録
- カリキュラム検討委員会 議事録
- 入試制度委員会 議事録
- 予算委員会 議事録
- 法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 14～15、17～18>

- （1）授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- （2）授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示している。ディプロマ・ポリシーについては、「基本六法および法的関連科目を修得すること、グローバル社会での対応という観点からは、根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した人材を輩出する」と明示していることが認められる。これを受け、必修科目・選択必修科目については基本六法（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を中心に配置し、また1年次から4年次まで、英語のほか初習外国語（ドイツ語、フランス語、中国語）を継続して履修できるような科目配置となっている。
- ② 本学科のカリキュラム・ポリシーは、次のように策定した。

「法を学び、法的知識を身に付けるために、基本六法は当然のこととして、多くの法を様々な観点から理解することのできるような科目を設定しています。そこでは、基礎理論・原理を徹底して理解すること、および、法の相互関係を理解することに重点を置きます。また、リーガル・マインドを身に付けるために、講義科目のみならず、多くの演習科目において、自らと対立する利益・価値観にも謙虚に耳を傾けること、一方に偏らないバランス感覚、公正性と客観性を備えた基準に基づく判断を示せること、といった思考力の訓練を行います。そこでは、空理空論ではなく、実社会・実務に役立つ法の解釈・適用に重点を置きます。さらに、グローバル化社会に対応するため、外国語でコミュニケーションを図ることのできる基礎的な能力を身に付けるだけでなく、ビジネスの現場にも堪え得るより実務的な語学力の涵養を目的とした科目もおいいます。」

このように、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。授業形態については、学修効果を上げる観点から、講義科目、演習科目、実技科目を配置している。なお、語学、演習科目等については、全学の開講基準に照らしつつ、学生が少人数による授業を受けられるように開講している。

- ③ カリキュラム・ポリシーは、「世の中で起きているさまざまな問題を素材に、法についての知識と理解を深め、リーガル・マインド（法的な観点からものごとを論理的に判断し対応できる能力）を培い、バランス感覚の優れた柔軟な思考で幅広い分野で活躍できる人材の養成」という教育目標とディプロマ・ポリシーとも

整合していることが認められる。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・科目ナンバリングによる科目の体系化
- ・法学系各種試験への学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなる。
- ・公務員対策講座等の設置によりキャリア支援を行なう。
- ・履修指導の複数機会化により学修科目と法の体系性を学生に説明する。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・特になし。

【根拠資料】

- ・「法学部規程」
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ

【基準4】教育課程・学習成果 （その2）

点検・評価項目

- （1）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 19～24》

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 1年次、必修履修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。また、基礎法学系科目および基幹科目である「憲法」、「民法」、「刑法」の学修からスタートし3年次で展開科目へと繋がるような科目配置としている。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は半期2単位、語学及び実技系科目等は半期1単位として設定されている。時間数も15回授業で設定しており、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されている。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。
- ④ 1年次には必修履修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を行っている。2年次には、演習科目として語学、健康科学といった基盤教育分野の演習科目である「教養演習」と、憲法、民法、刑法分野の演習科目である「法学演習」を開講しているが、両科目は3年次・4年次に履修できる専門科目の演習科目「専門演習」の履修に向けた導入科目として位置づけられるものである。
- ⑤ 卒業単位124単位として設定し、うち28単位を基盤教育、72単位を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。また、セメスターの履修上限を24単位というキャップを設定し、学修効果の実効性を高めている。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。

【評価の視点（２）】《前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 25～27》

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評定： **A：目標が達成されている**>

- ① キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」等の科目を配置している。公務員を希望する学生が多い法律学科では、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した法的思考力の涵養をサポートしている。また必要な正課外プログラムとして「公務員試験対策講座」、「就職内定者懇談会」を用意している。
- ② 法律学科では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。また、試験直前に「法学検定試験」対策講座を開講している。
- ③ 「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知し、機能している。「就職内定者懇談会」では、各ゼミナールに声を掛けて、内定者の選定、３年生への参加促進を図っている。12月に実施している法学部独自の３年生を対象とした就職セミナーには就職キャリア支援課の職員の協力（就活への心構えの説明）を要請し、応じてもらっている。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

点検評価項目（１）〔評価の視点（１）（２）〕を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・法律学科の学生が将来の進路として関心を持っている「公務員試験」、法律系資格の基礎となる「法学検定試験」に対応できるような体制となっている。正果内科目および成果外支援事業で学生のキャリア形成支援を行っている。
- ・2019年3月の就職率は99.1%であり、指導体制は適切であると評価できる。

【問題点・課題】

- ・就職キャリア支援課主催の就職支援各種講座が授業時間帯で開催されることもあり、学生の誘導、参加について学部内の就職支援委員会等で検討して行きたい。

【将来に向けた発展方策】

- 2021 カリキュラム改定において。正果の「公務員対策科目」、主として憲法科目の科目名称の見直しを行ない、学修の段階別、体系化をはかり、学生から見たときの科目名称を理解しやすいように整理する。

【根拠資料】

- 履修要覧
- 法学部ホームページ
- 卒業判定教授会 議事録
- 法学部教授会 資料
- 進路状況調査 資料

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 31～34>

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 学生の主体的参加を確保しつつ学修成果を高めるため、専門科目の必修科目については150名を上限としてコース数を設定しているほか、恒常的に履修者が多いその他の専門科目には増コースを行う一方、履修者が僅少である科目については合併開講、閉講等の措置を講じている。また、本学部管理の施設として、8号館に「法廷教室」があるところ、1年次の演習科目である「法学基礎演習」等の科目での利用を促している。
- ② 法律学科では、新入生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の「法学基礎演習」の時間に専任教員が履修指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。
- ③ 本学部におけるFD活動については、法律学科、企業法学科ともに同じ法律学を学問分野としているところ、学科別での実施では効果を上げることができないため、学部全体で年3回の「FD学習会」等の活動を実施している。FD学習会については、担当委員会が講演者を決定し、学部内教員、学内教員のほか学外からも講演者を招聘することも行っているが、毎回講演を元にした活発な議論が展開されている。また、企業法学科、第二部法律学科とあわせて約20コース開講される「法学基礎演習」については、毎年2月に次年度の担当者を集めた担当者会議を実施しており、教育手法共有の機会となっている。
- ④ 法律学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている。加えて、全学統一の授業評価アンケート項目に加えて「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認しており、教育方法の適切性については制度として担保している。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

- ・法学の体系を理解せずに、時間割だけで履修する科目を決定する学生も見受けられる。

【将来に向けた発展方策】

- ・履修指導の機会を、2年生、3年生に拡充する。従前は、2年生以降は各教員との個別のコミュニケーションの中で科目の体系等を理解できると考えてきたが、セメスター制により春学期、秋学期で異なる分野の科目を履修することも可能になっているので、きめ細やかな履修指導により学科の教育目標等を学生に伝えて行く。

【根拠資料】

- ・シラバスの作成依頼
- ・シラバスの点検資料および点検結果報告書
- ・「授業評価アンケート」資料
- ・授業時間割表
- ・各年度科目担当者一覧表
- ・ToyoNet-G Web システム
- ・新入生オリエンテーションスケジュール

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 37、39～40>

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **B：目標の達成が不十分**>

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保する措置として、シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、各科目でのループリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。定期試験期間中の試験においては、「貸与六法制度」を導入し、試験を厳格に実施している。
- ② 卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。
- ③ 学位授与については、平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。

法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。学部長が責任主体となり、判定教授会において取得単位数と法律学科の必修科目、選択必修科目について基盤教育科目および専門科目を充足していることを確認し、教授会で審議という手順を経て、学士（法学）を授与している。

【取り組みの特長・長所】

- ・「法学入門」、「法学基礎演習」担当の教員間では連携をとり、たとえば、「法学入門」では授業進度の調整、試験の実施時期等の調整を行なっている。また、「法学基礎演習」では、5月の学生面談を組織的に行ない、5回欠席前に学習上の問題点、困難について1年生と面談し、その把握に努めたところである。

【問題点・課題】

- ・ループリック等について学科組織で行なうレベルではなく、ToyoNet-G科目別成績分布のデータを活用し、個々の教員が取り組むレベルに止まっている。

【将来に向けた発展方策】

- ・FD学習会等を開催し、情報の共有を図る機会を設ける。

【根拠資料】

- ・ シラバス
- ・ ToyoNet-G 科目別成績分布
- ・ 履修要覧
- ・ 法学部ホームページ
- ・ 卒業判定教授会 議事録

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 全学での取り組みに合わせた教育評価指標を策定し、法律学科開講科目を履修した学生が、修得科目においてどのディプロマ・ポリシーの科目を取得できているか、その GPA の値は何かについて明示することのできる指標となっている。2021 カリキュラムを前に 2016 現行カリキュラムでも試行し、結果の検証を行ったところである。試行結果からは4年次は残存単位を修得するため偏りが出ているが、1 から3年生は一部のディプロマ・ポリシーの指標の科目に偏ることなく、バランス良く履修できていることが判明した。
また、客観的な学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関しては TOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに 2013 年からは GPA 制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いている。法学検定試験と TOEIC に関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、また TOEIC の結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、こうした努力の結果、2018 年度学生現役 3 級合格ランキング(学生 3 級合格者の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が「全国第 1 位」となった。5 回連続で 1 位という実績をあげることができている。
- ② 全学で実施している授業評価アンケートでは、六法(法令集)のみを持込可としている法律専門科目の学修成果を問う法学部独自の項目を用意している。2019 年 10 月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は実施していない。卒業生アンケートの項目では、「答案・レポートの書き方を学びたかった。」という項目に多数の卒業生が回答しており、「法学基礎演習」担当者会議で申し合わせを行い、答案・レポートの書き方について授業で必ず触れるようにしている。

【取り組みの特長・長所】

- ・ 本学の教育の柱である哲学教育、国際教育、キャリア教育に対応する形で、本学科のディプロマ・ポリシーを作成し、これを基準とした法律学科独自の教育指標を開発している。
- ・ 授業評価アンケートにおける自己評価、卒業生アンケートを実施している。

【問題点・課題】

- 法学部、法律学科で教育効果に関する就職先の評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【将来に向けた発展方策】

- 法学部、法律学科で教育効果に関する就職先の評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【根拠資料】

- 履修要覧
- 法学部ホームページ
- 卒業判定教授会 議事録
- 卒業生アンケート結果

点検・評価項目《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 43～45》

- (3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① カリキュラムの適切性については、執行部の指示の下、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に検証を行なっている。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についても、執行部の指示の下、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に検証を行なっている。
- ③ 法学部長が責任主体となり、法律学科開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。例年、教員を対象とする PROG テスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。2019年度については、PROG テストの振り返りを1年生必修科目「法学入門」の授業の一環として設定した。なお、当該授業は担当者以外の教員にも公開し、情報共有を図ることができた。次年度以降も実施することとしたい。

【取り組みの特長・長所】

- ・検定試験、資格試験を活用し、学生の学修状況に応じた表彰制度を行なっている。
- ・PROG の結果を学生、教員で共有している。
- ・学部独自にFD 学習会を開催し、授業内容、方法の工夫を組織的かつ積極的に取り組んでいる。

【問題点・課題】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を採り入れる計画はあり検討を行なってはいるが、まだ実現には至っていない。

【将来に向けた発展方策】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を取り入れる。

【根拠資料】

- 履修要覧
- シラバス
- PROG テスト報告会資料

【基準5】学生の受け入れ（その1）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 47、49～51》

- （1）学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- （2）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表）

（学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施）

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。第1部法律学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、推薦入試、一般入試方式を設定しており募集人員、選考方法を設定している。現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試制度検討委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試制度検討委員会、教授会において審議・検討を行っている。
- ③ 受験生に、Web等の募集要項において入試方式別に、募集人員、選考方法を明示している。
- ④ 特定の入試に偏ることなく、公正、適切な入試制度になっているかについて、入試制度検討委員会および教授会において審議し、一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の適切性を確保している。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・例年の入試の動向については、法学部入試を対象として外部者に入試方式、学生の受験動向等を分析してもらい、偏りが生じないような方策をとっている。入試部が作成する入試データ集には各入試方式で募集人数、志願者数、合格者数、倍率等を明示しており、受験生からみても一定の方式の偏ることなく選抜が行なわれていることが明確となるようにしている。

【問題点・課題】

- ・入試方式によっては、退学者、休学者が他の方式と比して多い入試方式もあるので、入学後の追跡調査を行なうことにより適切な入試制度であるか否かについても検証を加えたい。

【将来に向けた発展方策】

- ・入試方式毎に GPA による追跡調査を実施し、検討を行なう。

【根拠資料】

- ・入試要項
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ
- ・入試制度検討委員会 資料
- ・全学入試委員会 資料
- ・法学部教授会 資料
- ・外部者による入試分析会 資料

【基準5】学生の受け入れ（その2）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 58、61》

- （1）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- （2）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠＜資料、情報＞に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設け、次年度以降も現状の状態を続けていくことを確認している現状では課題がないものと考えている。
- ② 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試制度検討委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・外部者講師による入試分析講演会を実施し、定員の不足または超過が生じないように情報の収集を行なっている。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・当面、現状の方針を継続して行く。

【根拠資料】

- 全学入試委員会 資料
- 入試制度検討委員会 資料
- 法学部教授会 議事録

【基準6】教員・教員組織（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 64～66、68～70>

- （1）大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- （2）教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

（大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等）

（各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示）

（大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置）

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている。本方針の下、教員採用を行っており、概ね計画どおりの教員採用が行うことができている。なお、新任教員の公募要件に外国語による授業が掲げられているところ、適任者の採用に難儀していることも付言する。
- ② 各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については明文化したものはない。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合 50.8%であり、教授割合は5割を超えている。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教の制度を活用し、年齢構成のバランスにも留意している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、採用を行なっている。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 学部、各学科の個性、特色を発揮するための契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については明文化した規定はない。

【将来に向けた発展方策】

- 学部、各学科の個性、特色を発揮するための契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針について明文化する。

【根拠資料】

- 教員組織の編制方針

【基準6】教員・教員組織（その2）

点検評価項目 ≪前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 76～77≫

- （1）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- （2）教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のための PDCA サイクルを回し、活性化に繋がっている。現状では、各教員レベルでの作業に留まっているところ、学科、学部単位での取り組み実施が課題である。
- ② 教員組織の適切性については、人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・教員評価アンケート
- ・人事構想・将来構想委員会 資料
- ・法学部教授会 議事録
- ・人事に関する学長ヒアリング資料

その他

点検評価項目 <前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 78～80>

(1) 大学が推進している 3 つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

「哲学教育」

- ・2012 年度カリキュラムより法学部独自の 1 年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として 1903 年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。

「国際教育」

- ・基盤教育（一般教養的科目）では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目 10 単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的（留学、資格取得等の希望）に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013 年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。
- ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムでは International Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B を他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。
- ・2013 年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。2014 年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。

「キャリア教育」

- ・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法（公務員対策）⑤総合憲法（公務員対策）⑥法学特論 A（法学検定対策）⑦キャリアデザイン（就職対策）⑧特殊講義ⅡD（土地家屋調査士 寄附講座）を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人

面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・ 正課内の講義科目において3つ特色について科目を提供している。

【問題点・課題】

- ・ 特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・ 2021カリキュラムにおいても上述の施策を継続して行く。

.....
【根拠資料】

- ・ 学部 HP： <http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html>
 - ・ ロンドン大学協定書
 - ・ 学部 HP： <http://www.toyo.ac.jp/site/law/>
 - ・ シラバス 2019 年度（ToyoNet-G 掲載）
 - ・ 学部 HP： <http://www.toyo.ac.jp/site/law/>
-

2019 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・第 1 部企業法学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 9～11>

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

（将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定）

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

現状説明の前に、企業法学科が実現を目指す目的の特徴について3点を確認する。まず、企業法学科は法学を学ぶ学部であり、法律学科と本質的には同じであり、そして本学部では学科の垣根を越えて教育、研究活動を行っており成果を上げている。もっとも、企業法学科は、教育プログラムの展開においてはビジネス実務法務検定等の支援をし、またインターンシップについても国際化に対応できるように支援する点においては、座学のみならず、座学で習得した知識の実践に重点を置く教育を目指している。最後に、今後もこの体制を維持する予定である。

2016カリキュラムから履修モデルコースを採用し、学生が企業法を学ぶ際のメニューを呈示し、学修計画を組み立てやすく工夫をした。その際、企業活動と法律の関わりについて初学者にも分かりやすくガイドライン的な目標を履修要覧等に明示した。学科の理念目標については、法学部の人事構想・将来構想委員会、学科将来構想WG、カリキュラム検討委員会で検討を行ない、毎年の履修要覧作成の際に見直しを行なっている。

企業法学科では、教育プログラムの展開においては企業において法的知識を生かせるよう、ビジネス実務法務検定等法律関連検定受験の支援や、国際機関でのインターンシップを実施する等、座学のみならず、座学で習得した知識の実践に重点を置く教育を目指しており、学生のキャリア形成支援にも貢献している。

- ① 企業法学科では、2017年度より中長期計画を策定し、2023度までの到達目標とその計画を策定した（詳細については根拠資料参照）。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、経常の学部予算ではカバーできない国際化に向けた理念目的の実現に向け、語学研修等の教育プログラムの企画と実行を進めている。
- ② 企業法学科の目的の適切性については、教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内各種委員会において予算化を行う際に毎年度、適正性を検証している。執行部会が各種委員会に検証を指示している。アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、執行部が中心となり、アドミッション・ポリシーは入試制度委員会で、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーについてはカリキュラム検討委員会においてまず検証を行っている。教授会では関連する議案の審議において検証している。
- ③ 2015年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、企業法学科ではカ

リキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・企業法学科では予算計画の責任を明確にするため、各種委員会で学部予算の要求原案を作成し、予算委員会、執行部会等で予算項目の適切性について判断し、当該年度に執行する体制を確立している。

【問題点・課題】

- ・学部の特性から学長施策「教育活動改革支援予算」予算の新規案件が出にくい傾向にあり、今後、改善を図りたい。

【将来に向けた発展方策】

- ・学長施策「教育活動改革支援予算」を基に行なっている語学研修を起点にして、海外の大学との教育交流の拡充。

【根拠資料】

- ・法学部企業法学科 中長期計画
- ・中長期計画フィードバックコメント
- ・法学部人事構想・将来構想委員会 議事録
- ・カリキュラム検討委員会 議事録
- ・入試制度委員会 議事録
- ・予算委員会 議事録
- ・法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 14～15、17～18>

- （1）授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- （2）授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示されている。ディプロマ・ポリシーについては、「（1）民法、商法をはじめとする私法分野の法律科目の学習に重点を置きつつ、法的関連科目の学習を通して、法的専門知識を学習します。これにより、社会における数々の法的紛争に関する論点を的確に把握し、法に基づいて公平・正義にかなった解決ができ得る法的素養、いわゆるリーガル・マインドを修得することができ」、（2）①経営の基礎を理解に資する科目、②グローバル化・国際社会の理解に資する科目、③スポーツビジネスを通して法の理解に資する科目のいずれかの学習を通して、企業人としてのキャリア開発に資する応用事例分析・対応能力を身につけることができ」と明示している。
- ② カリキュラム・ポリシーには、「法を学び、リーガル・マインドを身につけた学生が、国際化社会において期待される役割を果たせることを目標にしています。すなわち、コミュニケーション能力を身につけ、対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、一方に偏らないバランス感覚を有すること、公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せること、です。こうした能力の開発・涵養のためにカリキュラム・ポリシーは、（1）コミュニケーション能力の重視、（2）基礎理論・原理の徹底、（3）法の相互関係の理解、（4）現実・実務に役立つ法運用、です。そして、会社法、経済法などの企業活動に深く関連する法を組み込みながら、（1）導入教育による法学の基礎の徹底、（2）実体法と手続法の融合的な理解、（3）社会の実態に即した法適用をカリキュラムにおいて展開していきます。」と、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、リーガル・マインド（法的な観点からものごとを論理的に判断し対応できる能力）を培い、かつビジネス分野の知識を修得し幅広い分野で活躍できる人材養成という教育目標とも、ディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・基盤教育と専門教育の連携・法学系各種試験への学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなる。
- ・企業法学科においても法学を学修する学生の特色として公務員を希望する学生が多い。そのため、将来にも能力が発揮できるように、法的思考力を重視した内容を講義科目として設けている。そうした教育内容のみならず、公務員対策講座等の設置によりキャリア支援を行ない、キャリア関連科目と並んで実践力も涵養できるように学生の支援を行うところに特徴がある。
- ・基盤教育と専門教育の連携・法学系各種試験への対策講座、受検料補助、学部長表彰制度等の学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなるように制度設計を行なっている。そのため、企業法学科では、法的思考能力とビジネスパーソンとして必要とされる能力双方の修得をディプロマ・ポリシーとして明示し、これらの能力を身につけることができるようにカリキュラム・ポリシーを具体的に設定している。
- ・履修指導の複数機会化により学修科目と法の体系性を学生に説明する。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・「基準５ 学生の受け入れ」にも関連するが、ディプロマ・ポリシーに記載している学習成果や企業法学科の教育目標の到達に向けて、より良いカリキュラムを検討していくとともに、在学生へ一層の学習支援を行う。
- ・企業法学科の就職内定率は、例年 100%近い数字を維持しており、現状では問題ないと判断しているが、卒業生アンケート、在校生アンケートの活用や、学科別に設定している「法学基礎演習」等の時間を使って学生にアンケート調査を実施し、カリキュラム検討の際の素材とする。

【根拠資料】

- ・「法学部規程」
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

点検・評価項目

- （1）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 19～24》

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 企業法学科では、2016カリキュラム改訂より、科目のナンバリング制度を導入し、基盤教育科目、専門科目、専門科目の中での学修順序についても科目ナンバリングにより学生に明示をしている。1年次に、基礎法学系科目および基幹科目である「憲法」、「民法」、2年次に「現代企業法Ⅰ」「刑法」を配置し、3年次より展開科目が履修できるような教育課程表を設定している。法律学の学修体系と企業法学科の特色でもあるキャリア形成支援のための隣接科目（経営学やスポーツ法等）の学修の順次性についても学生がスムーズに学修を進められるように配置をしている。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は半期2単位、語学及び実技系科目等は半期1単位として設定されている。時間数も15回授業で設定しており、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されている。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。
- ④ 1年次、必修履修科目（※必ず履修を促すが卒業要件とはしていない科目）として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行い、2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている。1年次、必修履修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、その授業コンテンツの中においても法学学修初学者のために、法律体系等の説明の中で法律科目の位置づけ等については説明し、①の授業科目の順次性についても講義の中で学生に説明を加えている。
- ⑤ 卒業単位124単位として設定し、うち28単位を基盤教育、72単位を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。また、セメスターの履修上限を24単位というキャップを設定し、学修効果の実効性を高めている。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、「能力の開発・涵養のためにカリキュラム・ポリシーは、（1）コミュニケーション能力の重視、（2）基礎理論・原理の徹底、（3）法の相互関係の理解、（4）現実・実務に役立つ法運

用、です。そして、会社法、経済法などの企業活動に深く関連する法を組み込みながら、(1) 導入教育による法学の基礎の徹底、(2) 実体法と手続法の融合的な理解、(3) 社会の実態に即した法適用をカリキュラムにおいて展開していきます。」と明示し、先に述べたように講義系科目と演習系科目を適切に配置し、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行っており、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。

【評価の視点（２）】《前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 25～27》

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評定： **A：目標が達成されている**>

- ① キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」等の科目を配置している。公務員を希望する学生が多い企業法学科では、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した法的思考力の涵養をサポートしている。また必要な正課外プログラムとして「公務員試験対策講座」、「就職内定者懇談会」を用意している。
- ② 企業法学科では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。また、試験直前に「法学検定試験」対策講座を開講している。
- ③ 「インターンシップ」への参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知し、機能している。「就職内定者懇談会」では、各ゼミナールに声を掛けて、内定者の選定、３年生への参加促進を図っている。12月に実施している法学部独自の３年生を対象とした就職セミナーには就職キャリア支援課の職員の協力（就活への心構えの説明）を要請し、応じてもらっている。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

点検評価項目（１）〔評価の視点（１）（２）〕を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・企業法学科の学生が将来の進路として関心を持っている「公務員試験」、法律系資格の基礎となる「法学検定試験」に対応できるような体制となっている。正課内科目および正課外支援事業で学生のキャリア形成支援を行っている。
- ・2019年3月の就職率は100%であり、指導体制は適切であると評価できる。

【問題点・課題】

- ・就職キャリア支援課主催の就職支援各種講座が授業時間帯で開催されることもあり、学生の誘導、参加について学部内の就職支援委員会等で検討して行きたい。

【将来に向けた発展方策】

- ・2021 カリキュラム改定において、正課の「公務員対策科目」、主として憲法科目の科目名称の見直しを行ない、学修の段階別、体系化をはかり、学生から見たときの科目名称を理解しやすいように整理する。

【根拠資料】

- 履修要覧
- 法学部ホームページ
- 卒業判定教授会 議事録
- 法学部教授会 資料
- 進路状況調査 資料

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 31～34>

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

現状説明の前に、「基準1 理念・目的」に掲げたように、法学部の特徴を確認しておきたい。まず、法学部は法学を学ぶ学部であり、企業法学科であっても法律学科と本質的な学習は同じである。そのため本学部では学科の垣根を越えて教育、研究活動を行っており成果を上げている。その中で企業法学科は、教育プログラムの展開においては企業において法的知識を生かせるよう、ビジネス実務法務検定等法律関連検定受験の支援や、国際機関でのインターンシップを実施する等、座学のみならず、座学で習得した知識の実践に重点を置く教育を目指すという特徴がある。そのため、学習の活性化の措置として、そうした座学の成果を達成できるように、1 年次の「法学基礎演習」や3 年・4 年次の「専門演習」における少人数による演習形式授業や大人数の講義科目においても respon を積極的に用いて学習の活性化をはかっている。

- ① 企業法学科では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生の主体的学習について配慮をしている。また、必修科目では、150 名前後になるように複数コースを設定している。演習（ゼミナール）においてもゼミ選抜募集を行なうことによって適切な履修者数になっている。加えて、1 年次「法学基礎演習」ではループリックを導入し、学生評価の一助としている。また講義形式の授業においても一方的に知識を教授するだけではなく、小テストや、ToyoNet-Ace や Respon を積極的に授業内で活用することにより双方性を保持するように努めている。

シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。履修指導については、2020 年度より 1 年生、2 年生、3 年生の各学年を対象として実施することを決定し、留意事項等を学生に説明する機会を拡充させる。

- ② 企業法学科では、新入生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の「法学基礎演習」の時間に専任教員が履修指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Web で確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。
- ③ 学生の学習を質・量の両面から活性化する工夫をおこなっている。まず、質的側面では、本学部では法律学科及び企業法学科はともに同じ学問を履修するのが目的である。そこで、本学部におけるFD 活動については、法律学科、企業法学科ともに同じ法律学を学問分野としているところ、学科別での実施では効果を上げることができないため、学部全体で年3 回の「FD 学習会」等の活動を実施している。FD 学習会については、担当委員会が講演者を決定し、学部内教員、学内教員のほか学外からも講演者を招聘することも行って

いるが、毎回講演を元にした活発な議論が展開されている。また、企業法学科、第二部法律学科とあわせて約 20 コース開講される「法学基礎演習」については、毎年 2 月に次年度の担当者を集めた担当者会議を実施しており、教育手法共有の機会となっている。

- ④ 企業法学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている。加えて、全学統一の授業評価アンケート項目に加えて「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認しており、教育方法の適切性については制度として担保している。

【取り組みの特長・長所】

- ・ 授業評価アンケート項目に関する項目「E6.この授業のシラバスを読み、講義の目的・内容・到達目標を理解しましたか。」を学部独自で設定し、学生へシラバスの意義が浸透するように努めている。
- ・ 1 年次導入科目の「法学基礎演習」では、クラス担任制を導入し、履修学生が専任教員を身近な存在となるような教育環境を創出し、学生の学習計画への助言等を行っている。

【問題点・課題】

- ・ 法学の体系を理解せずに、時間割だけで履修する科目を決定する学生も見受けられる。

【将来に向けた発展方策】

- ・ 履修指導の機会を、2 年生、3 年生に拡充する。従前は、2 年生以降は各教員との個別のコミュニケーションの中で科目の体系等を理解できると考えてきたが、セメスター制により春学期、秋学期で異なる分野の科目を履修することも可能になっているので、きめ細やかな履修指導により学科の教育目標等を学生に伝えて行く。

【根拠資料】

- ・ シラバスの作成依頼
- ・ シラバスの点検資料および点検結果報告書
- ・ 「授業評価アンケート」資料
- ・ 授業時間割表
- ・ 各年度科目担当者一覧表
- ・ ToyoNet-G Web システム
- ・ 新入生オリエンテーションスケジュール

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 37、39～40>

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **B：目標の達成が不十分**>

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保する措置として、シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、各科目でのルーブリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。定期試験期間中の試験においては、「貸与六法制度」を導入し、試験を厳格に実施している。
- ② 卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。
- ③ 学位授与については、平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。

法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。学部長が責任主体となり、判定教授会において取得単位数と企業法学科の必修科目、選択必修科目について基盤教育科目および専門科目を充足していることを確認し、教授会で審議という手続を経て、学士（法学）を授与している。

【取り組みの特長・長所】

- ・「法学入門」、「法学基礎演習」担当の教員間では連携をとり、たとえば、「法学入門」では授業進度の調整、試験の実施時期等の調整を行なっている。また、「法学基礎演習」では、5月の学生面談を組織的に行ない、5回欠席前に学習上の問題点、困難について1年生と面談し、その把握に努めたところである。

【問題点・課題】

- ・ルーブリック等について学科組織で行なうレベルではなく、ToyoNet-G科目別成績分布のデータを活用し、個々の教員が取り組むレベルに止まっている。2019年2月4日に「法学基礎演習」担当者会議を招集し、ルーブリックのサンプルを配布し、担当教員に積極的な活用をお願いしたところである。

【将来に向けた発展方策】

- ・FD学習会等を開催し、情報の共有を図る機会を設ける。

【根拠資料】

- シラバス
- ToyoNet-G 科目別成績分布
- 履修要覧
- 法学部ホームページ
- 卒業判定教授会 議事録

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 企業法学科において、教育評価指標を開発し、ディプロマ・ポリシーに対応するように個別指標を作成し、企業法学科開講科目を履修した学生が、修得科目においてどのディプロマ・ポリシーの科目を取得できているか、その GPA の値は何かについて明示することのできる指標となっている。2021 カリキュラムを前に 2016 現行カリキュラムでも試行し、結果の検証を行なったところである。試行結果からは 4 年次は残存単位を修得するため偏りが出ているが、1 から 3 年生は一部のディプロマ・ポリシーの指標の科目に偏ることなく、バランス良く履修できていることが判明した。
- ② 学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関しては TOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに 2013 年からは GPA 制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いている。法学検定試験と TOEIC に関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、また TOEIC の結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、こうした努力の結果、2018 年度学生現役 3 級合格ランキング(学生 3 級合格者の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が「全国第 1 位」となった。5 回連続で 1 位という実績をあげることができている。

授業評価アンケートでは、授業取り組みに対する自己評価を行なう項目が用意されている。2019 年 10 月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は実施していない。卒業生アンケートの項目では、「答案・レポートの書き方を学びたかった。」という項目に多数の卒業生が回答しており、企業法学科の「法学基礎演習」担当学会議で申し合わせ、答案レポートの書き方について授業で必ず触れるようにしている。

【取り組みの特長・長所】

- ・本学に教育の柱となっている３つの柱（哲学教育、国際教育、キャリア教育）に対応するかたちでディプロマ・ポリシーを作成し、これを基本とした企業法学科独自の教育指標を 2021 カリキュラム導入に合わせて開発を行なった。以下、参照

DP1 基本六法を中心に、企業関連法をも含めた法律に関する知識や理論を体系的に修得するとともに、企業経営関連科目（企業経営、グローバルビジネス、スポーツビジネス）も併せて修得する。

DP2 企業活動における様々な問題に対して、その法的・政治的・経済的原因や背景について深く考え、幅広い教養を基盤とした視点からも問題点を的確に把握し、その上で、論理的に分析し、表現することができる。

DP3 グローバル社会において生ずる様々な法律問題について対応するために、必要な英語その他の外国語能力を備え、各国の法制度を理解したコミュニケーション能力を身につけている。

DP4 企業関連法に関する知識や理論を活用する応用事例分析、実践的な対応能力を身に付けている。

DP5 キャリア形成や資格取得を意識して学ぶことで、自らの能力を広い社会的展望の下で省察し、理想とする将来像に向かって自ら取り組んでいくことができる。

DP6 企業活動を取り巻く諸問題に対して、知識や汎用的技能を総合的に活用し、リーガルマインド（法的思考能力）に基づいた公平で正義にかなった解決方法を提示できる。

- ・授業評価アンケートにおける自己評価、卒業生アンケートを実施している。

【問題点・課題】

- ・法学部、企業法学科で教育効果に関する就職先の評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【将来に向けた発展方策】

- ・法学部、企業法学科で教育効果に関する就職先の評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【根拠資料】

- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ
- ・卒業判定教授会 議事録
- ・卒業生アンケート結果
- ・2021 カリキュラムWG 議事録

点検・評価項目《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 43～45》

- (3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 企業法学科では、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に点検・評価を行なっている。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、法学部長は、学部内自己点検・評価委員会を組織している。カリキュラム検討委員長、法学部企業法学科として組織的の検証を実施している。また、カリキュラム改定作業の際には、各分野の担当者に加えて、カリキュラム検討委員長を部会長としたWGを組織し、企業法学科長もメンバーとなり適切性の検証をおこなった。学修指標の策定などをおこなった。法学部教授会において報告をし、情報共有している。
- ③ 法学部長が責任主体となり、企業法学科開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。PROGテスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。PROGテストの振り返りを1年生必修科目「法学入門」の時間に設定した。当該、時間帯は、教員自由入退室可として公開し、情報共有を図ることができた。

【取り組みの特長・長所】

- ・検定試験、資格試験を活用し、学生の学修状況に応じた表彰制度を行なっている。
- ・PROGの結果を学生、教員で共有している。
- ・学部独自にFD学習会を開催し、授業内容、方法の工夫を組織的かつ積極的に取り組んでいる。

【問題点・課題】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を採り入れる計画はあり検討を行なってはいるが、まだ実現には至っていない。

【将来に向けた発展方策】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を取り入れる。

【根拠資料】

- 履修要覧
- シラバス
- PROG テスト報告会 資料

【基準5】学生の受け入れ（その1）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 47、49～51》

- （1）学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- （2）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表）

（学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施）

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 企業法学科のアドミッション・ポリシーには、「法学部が目標とする「リーガルマインドー法的思考能力」を身につけるためには、大学入学後の学習はもちろん、入学前に高校等で基礎となる幅広い教科を学習しておくことが求められます。そこで法学部では、一般入試で国語、外国語、地理・歴史・公民、数学を、また、一般入試の他に大学入試センター利用入試においても多様な理数系科目を選択できるようにしています。

グローバル社会において法的素養を身につけたビジネスパーソンになるためには、諸外国の法制度・法運用を理解できなければなりません。諸外国の法制度を理解することは、日本法を深く理解することにも繋がります。そのために企業法学科では外国語学習は必須です。また、法はスポーツを取り巻く環境にも適用されます。スポーツの舞台が日本に限られず世界に広がっていることを考えても、諸外国の法制度・法運用の理解に加えて、スポーツビジネスを学ぶにあたって外国語の学習は求められます。

次に、法律を学ぶにあたっては、とりわけ論理的にものを考えることが重要ですから、確実な国語力が必須です。法解釈にあたっては、現代文は当然ですが、それに加えて古文の知識も求められます。

さらに、今日の法制度を学ぶにあたって、歴史的な経緯を理解することは重要であり、そのためには世界史・日本史の知識がおおいに有用です。また、法と社会は密接不可分であることは当然ですから、政治・経済、地理の基本的な理解も欠かすことができません。

最後に、法の学びには論理的な思考が欠かせませんから、数学や物理、化学などの理数系科目も有用です。自然環境や生殖技術などにも法は関係しますから、理科系の科目も大切です。

以上のように、企業法学科は、入学するまでに高校等で幅広く学習することを求めており、入試方式を全体的に総合考慮してそれぞれの方式に適した受験科目を設定しています。」

と明示しており、法学部、企業法学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。第1部企業法学科で設置している3つの履修モデルコースに沿ったポリシーを設定している。

- ② アドミッション・ポリシーに従って、推薦入試、一般入試方式を設定しており募集人員、選考方法を設定している。現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試制度検討委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試制度検討委員会、教授会において審議・検討を行っている。
- ③ 受験生に、Web等の募集要項において入試方式別に、募集人員、選考方法を明示している。
- ④ 特定の入試に偏ることなく、公正、適切な入試制度になっているかについて、入試制度検討委員会および教授会において審議し、一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の適切性を確保している。

点検・評価項目(1)(2)を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・例年の入試の動向については、法学部入試を対象として外部者に入試方式、学生の受験動向等を分析してもらい、偏りが生じないような方策をとっている。入試部が作成する入試データ集には各入試方式で募集人数、志願者数、合格者数、倍率等を明示しており、受験生からみても一定の方式の偏ることなく選抜が行なわれていることが明確となるようにしている。

【問題点・課題】

- ・入試方式によっては、退学者、休学者が他の方式と比して多い入試方式もあるので、入学後の追跡調査を行なうことにより適切な入試制度であるか否かについても検証を加えたい。

【将来に向けた発展方策】

- ・入試方式毎にGPAによる追跡調査を実施し、検討を行なう。

【根拠資料】

- ・入試要項
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ
- ・入試制度検討委員会 資料
- ・全学入試委員会 資料
- ・法学部教授会 資料
- ・外部者による入試分析会 資料

【基準5】学生の受け入れ（その2）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 58、61>

- （1）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- （2）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠＜資料、情報＞に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。入試委員会では、指定校推薦入試の英語能力について別の基準を導入すること、センター入試については、4科目、5科目方式の受験生レベルも上がっており、企業法学科受け入れの受験生の学習意欲の向上という改善が見られた。
- ② 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試制度検討委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・外部者講師による入試分析講演会を実施し、定員の不足または超過が生じないように情報の収集を行なっている。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・当面、現状の方針を継続して行く。

【根拠資料】

- 全学入試委員会 資料
- 入試制度検討委員会 資料
- 法学部教授会 議事録

【基準6】教員・教員組織（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 64～66、68～70>

- （1）大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- （2）教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

（大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等）

（各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示）

（大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置）

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている。
まず、学部内の人事構想・将来構想委員会において募集する教員枠を検討する。その際、上記の方針について確認、検討の後、教員資格審査委員会において、公募要領を策定する過程で再度、上記内容を検討する。教員枠および公募要領を教授会で審議する際に説明の上、承認を得るというプロセスを経ている。新任教員にはFD学習会の参加・話題提供の役割を促し、学部全体での研修実施体制を確立している。
- ② 各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、その際、「法学部教員組織編制方針」に従って基本方針を策定する。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合 62.9%であり、教授割合は5割を超えている。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教等を活用することにより、教員の年齢構成に配慮している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、上述①のとおりのプロセスを経た教員公募に従い、編制方針に沿った採用を行なっている。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- ・運用上の問題ではあるが、内定までの期間の圧縮。

【将来に向けた発展方策】

- ・公募時期の工夫で対応をし、問題点を解明する。

【根拠資料】

- ・法学部教員組織の編制方針
- ・法学部教授会 議事録

【基準6】教員・教員組織（その2）

点検評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 76～77>>

- （1）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- （2）教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評定： **A：目標が達成されている** >

- ① 企業法学科では「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のための PDCA サイクルを回し、活性化につなげている。
- ② 人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・法学部長が責任主体となり、人事構想・将来構想委員会、教員資格審査委員会で教員採用枠、公募要領原案を策定した後、教授会で審議を行なっている。

【問題点・課題】

- ・学部との採用候補者を選出しても、理事長面接までの期間が長く、候補者が他大学へ流れるといった事象も発生した。

【将来に向けた発展方策】

- ・学部採用候補者の理事長面接までの期間の短縮を図る必要がある。

【根拠資料】

- ・教員評価アンケート
- ・人事構想・将来構想委員会 資料
- ・法学部教授会 議事録
- ・人事に関する学長ヒアリング資料

その他

点検評価項目 <前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 78～80>

(1) 大学が推進している 3 つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

「哲学教育」

- ・2012 年度カリキュラムより法学部独自の 1 年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として 1903 年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。

「国際教育」

- ・基盤教育（一般教養的科目）では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目 10 単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的（留学、資格取得等の希望）に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013 年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。
- ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムでは International Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B を他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。
- ・2013 年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。2014 年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。

「キャリア教育」

- ・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法（公務員対策）⑤総合憲法（公務員対策）⑥法学特論 A（法学検定対策）⑦キャリアデザイン（就職対策）⑧特殊講義ⅡD（土地家屋調査士 寄附講座）を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人

面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・ 正課内の講義科目において3つ特色について科目を提供している。

【問題点・課題】

- ・ 特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・ 2021カリキュラムにおいても上述の施策を継続して行く。

【根拠資料】

- ・ ロンドン大学協定書
- ・ 学部 HP : <http://www.toyo.ac.jp/site/law/>
- ・ シラバス 2019 年度 (ToyoNet-G 掲載)

2019 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・第 2 部法律学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 9～11>

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

（将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定）

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 第2部法律学科では、2017（平成29）年度より全学的な方針の下、各学科の中長期計画を策定し、平成35年度までの到達目標とその計画を明確に定めている。また、学長施策である「教育活動改革支援予算」により、経常学部予算ではカバーできない国際化に向けた理念目的の実現に向け、語学研修等の教育プログラムの企画と実行を進めている。
- ② 教授会において承認された中期計画・中期目標の方針に従い、法学部内各種委員会において予算化を行う際に毎年度、適正性を検証している。執行部会が各種委員会に検証を指示している。アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、執行部が中心となり、アドミッション・ポリシーは入試制度委員会で、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーについてはカリキュラム検討委員会においてまず検証を行っている。教授会では関連する議案の審議において検証している。
- ③ 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、第2部法律学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・予算計画の責任を明確にするため、各種委員会で学部予算の要求原案を作成し、予算委員会、執行部会等で予算項目の適切性について判断し、当該年度に執行する体制を確立している。

【問題点・課題】

- ・各種委員会においては、3学科所属の委員が出席し、学科の状況を踏まえて学部全体としての検討を進めている。こうした委員会において、各学科の問題を検討し、学部内のバランスを図り、公正・中立的な学科運営を行おうとしている。しかし、その前提として学科独自の問題を集約する委員会等が欠けている。

【将来に向けた発展方策】

- 学長施策「教育活動改革支援予算」を基に行なっている語学研修を起点にして、海外の大学との教育交流の拡充
- 学科の独自の問題・視点を集約する手続等の実践とそのための規定の整備

【根拠資料】

- 法学部第2部法律学科 中長期計画
- 中長期計画フィードバックコメント
- 法学部人事構想・将来構想委員会 議事録
- カリキュラム検討委員会 議事録
- 入試制度委員会 議事録
- 予算委員会 議事録
- 法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 14～15、17～18>

- （1）授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- （2）授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① ディプロマ・ポリシーに、「学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果」が具体的に明示している。ディプロマ・ポリシーについては、「基本六法および法的関連科目を修得すること、グローバル社会での対応という観点からは、根底にある法の支配の観念に基づき、国際社会において自らコミュニケーションを図り、法律問題に対処できる能力を修得した人材を輩出する」と明示していることが認められる。
- ② カリキュラム・ポリシーには、「法を学び、法的知識を身に付けるために、基本六法は当然のこととして、多くの法を様々な観点から理解することのできるような科目を設定しています。そこでは、基礎理論・原理を徹底して理解すること、および、法の相互関係を理解することに重点を置きます。また、リーガル・マインドを身に付けるために、講義科目のみならず、多くの演習科目において、自らと対立する利益・価値観にも謙虚に耳を傾けること、一方に偏らないバランス感覚、公正性と客観性を備えた基準に基づく判断を示せること、といった思考力の訓練を行います。そこでは、空理空論ではなく、実社会・実務に役立つ法の解釈・適用に重点を置きます。さらに、グローバル化社会に対応するため、外国語でコミュニケーションを図ることのできる基礎的な能力を身に付けるだけでなく、ビジネスの現場にも堪え得るより実務的な語学力の涵養を目的とした科目もおこなっています。」明示し、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、「世の中で起きているさまざまな問題を素材に、法についての知識と理解を深め、リーガル・マインド（法的な観点からものごとを論理的に判断し対応できる能力）を培い、バランス感覚の優れた柔軟な思考で幅広い分野で活躍できる人材の養成」という教育目標とディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・科目ナンバリングによる科目の体系化
- ・法学系各種試験への学生支援を行なうことにより資格の取得が法学学修のペースメーカーとなる。
- ・公務員対策講座等の設置によりキャリア支援を行なう。
- ・履修指導の複数機会化により学修科目と法の体系性を学生に説明する。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・特になし。

【根拠資料】

- ・「法学部規程」
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

点検・評価項目

- （1）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 19～24》

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 1 年次、必修履修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行っている。また、基礎法学系科目および基幹科目である「憲法」、「民法」、「刑法」の学修からスタートし3年次で展開科目へと繋がるような科目配置としている。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は半期2単位、語学及び実技系科目等は半期1単位として設定されている。時間数も15回授業で設定しており、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されている。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。
- ④ 1 年次、必修履修科目として「法学入門」「法学基礎演習」を配置し、初年次教育、導入期教育を適切に行2年次から履修できる「教養演習」は語学、健康科学といった基盤教育分野を、「専門演習」は法学・政治学といった専門科目をゼミナール形式で学習するといった位置づけになっている。
- ⑤ 卒業単位124単位として設定し、うち28単位以上を基盤教育、72単位以上を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。また、セメスターの履修上限を24単位というキャップを設定し、学修効果の実効性を高めている。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。

【評価の視点（２）】《前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 25～27》

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評定： **A：目標が達成されている**>

- ① キャリア関連科目として「キャリアプランニング」、「キャリアデザイン」等の科目を配置している。公務員を希望する学生のために、「公務員基礎法」、「公共政策と法」といった公務員受験を意識した、第 1 部法律学科の科目を相互聴講科目として、正課外プログラムとして「公務員試験対策講座」、「就職内定者懇談会」をそれぞれ受講できるようにしている。
- ② 第 2 部法律学科では、法的思考力の客観的測定の機会を学生に与えるため「法学検定試験」の団体試験会場・関連科目開講を設定している。また、試験直前に「法学検定試験」対策講座を開講している。
- ③ インターンシップへの参加、学部主催の就職内定者による面接相談会の実施、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベントは教授会等で教員に周知し、機能している。「就職内定者懇談会」では、各ゼミナールに声を掛けて、内定者の選定、3 年生への参加促進を図っている。12 月に実施している法学部独自の 3 年生を対象とした就職セミナーには就職キャリア支援課の職員の協力（就活への心構えの説明）を要請し、応じてもらっている。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

点検評価項目（１）〔評価の視点（１）（２）〕を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・第 2 部法律学科の学生が将来の進路として関心を持っている「公務員試験」、法律系資格の基礎となる「法学検定試験」に対応できるような体制となっている。正課内科目および成果外支援事業で学生のキャリア形成支援を行なっている。
- ・2019 年 3 月の就職率は 98.5%であり、指導体制は適切であると評価できる。

【問題点・課題】

- ・就職キャリア支援課主催の就職支援各種講座が、授業時間帯において開催されることもあり、学生の誘導、参加について学部内の就職支援委員会等で検討して行きたい。

【将来に向けた発展方策】

- 2021 カリキュラム改定において。正課の「公務員対策科目」に関し、学生の需要にこたえられるように見直しを行ない、学修の段階別、体系化をはかり、講座の趣旨・目的が学生にとって理解しやすいように整理する。

【根拠資料】

- 履修要覧
- 法学部ホームページ
- 卒業判定教授会 議事録
- 法学部教授会 資料
- 進路状況調査 資料

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 31～34>

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部による全科目のシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。履修指導については、2020年度より1年生、2年生、3年生の各学年を対象として実施することを決定し、留意事項等を学生に説明する機会を拡充させる。学生数については、全学の入試委員会等で各学部宛に指示のある策定数を基の厳格な定員管理を行なっている。施設・設備については、各教員に時間割を作成する段階において教室希望調査を実施し、学生の教育環境の最適化を図っている。
- ② 第2部法律学科では、新入生には、オリエンテーション期間、授業開始後5月の「法学基礎演習」の時間に専任教員が履修指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。
- ③ 第2部法律学科では、学生の主体的学習を促すためにハードウェア面では学部独自に、公務員対策講座受講生が自主勉強等を行うことができる学習指導室や、学部として様々なイベントや指導を行う共同研究室を配置している。また、ソフトウェアの面では、Responや小テストを実施し、学生の理解度を測定する授業科目もある。また、演習（ゼミナール）系の科目も配置し、学生の主体的な学修が行えるような学習環境を提供している。教員のFD学習会においても主体的学修についてはトピックとして取り上げられ、教員間で情報共有し、意識して授業の構成を考え、授業展開を行っている。
- ④ 第2部法律学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている。加えて、全学統一の授業評価アンケート項目に加えて「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認しており、教育方法の適切性については制度として担保している。

【取り組みの特長・長所】

- ・2コマ×6日に授業が圧縮していることは、学生にとってやや負担は重いが効果的な学習に結びついている。
- ・社会人等で、授業に間に合わない学生に対しては特別課題のレポートが課されている。

【問題点・課題】

- 法学の体系を理解せずに、時間割だけで履修する科目を決定する学生も見受けられる。
- 学習意欲等に関して、学生間の格差が大きく、同一教室内における同一内容の授業及び成績評価を下すことが難しい。
- 上記特別課題レポート等について、担当教員の個別の対応、個別の申合せにとどまっている。

【将来に向けた発展方策】

- 履修指導の機会を、2年生、3年生に拡充する。従前は、2年生以降は各教員との個別のコミュニケーションの中で科目の体系等を理解できると考えてきたが、セメスター制により春学期、秋学期で異なる分野の科目を履修することも可能になっているので、きめ細やかな履修指導により学科の教育目標等を学生に伝えて行く。

【根拠資料】

- シラバスの作成依頼
- シラバスの点検資料および点検結果報告書
- 「授業評価アンケート」資料
- 授業時間割表
- 各年度科目担当者一覧表
- ToyoNet-G Web システム
- 新入生オリエンテーションスケジュール

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 37、39～40>

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **B：目標の達成が不十分**>

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保する措置として、シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。「法学入門」、「法学基礎演習」では担当者間で会議を行い情報の共有を行っているが、各科目でのループリックの活用や成績状況の把握については教員個人のレベルに留まっている。定期試験期間中の試験においては、「貸与六法制度」を導入し、試験を厳格に実施している。
- ② 卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。
- ③ 学位授与については、平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。「履修要覧」に卒業に必要な単位数124単位を掲載し、明示している。

法学部では毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、学生の卒業および学位授与の可否について審議し、決定している。学部長が責任主体となり、判定教授会において取得単位数と第2部法律学科の必修科目、選択必修科目について基盤教育科目および専門科目を充足していることを確認し、教授会で審議という手続を経て、学士（法学）を授与している。

【取り組みの特長・長所】

- ・「法学入門」、「法学基礎演習」担当の教員間では連携をとり、たとえば、「法学入門」では授業進度の調整、試験の実施時期等の調整を行なっている。また、「法学基礎演習」では、5月の学生面談を組織的に行ない、5回欠席前に学習上の問題点、困難について1年生と面談し、その把握に努めたところである。

【問題点・課題】

- ・ループリック等について学科組織で行なうレベルではなく、ToyoNet-G科目別成績分布のデータを活用し、個々の教員が取り組むレベルに止まっている。
- ・学習意欲等に関して同一教室内における、学生の格差が大きく、客観的で厳格な成績評価を行う点で、担当教員の努力には限界があることが認識されている。

【将来に向けた発展方策】

- ・FD学習会等を開催し、情報の共有を図る機会を設ける。
- ・入試委員会において、在学生の成績調査を行い、各入試の定員や受け入れ数について見直しを行う。

【根拠資料】

- シラバス
- ToyoNet-G 科目別成績分布
- 履修要覧
- 法学部ホームページ
- 卒業判定教授会 議事録
- 入試委員会 議事録

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **B：目標の達成が不十分** >

- ① 第2部法律学科において、教育評価指標を開発し、ディプロマ・ポリシーに対応するように個別指標を作成し、第2部法律学科開講科目を履修した学生が、修得科目においてどのディプロマ・ポリシーの科目を取得できているか、そのGPAの値は何かについて明示することのできる指標となっている。2021カリキュラムを前に2016現行カリキュラムでも試行し、結果の検証を行なったところである。試行結果からは4年次は残存単位を修得するため偏りが出ているが、1から3年生は一部のディプロマ・ポリシーの指標の科目に偏ることなく、バランス良く履修できていることが判明した。
- ② 授業評価アンケートでは、授業取り組みに対する自己評価を行なう項目が用意されている。2019年10月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は実施していない。卒業生アンケートの項目では、「答案・レポートの書き方を学びたかった。」という項目に多数の卒業生が回答しており、第2部法律学科の「法学基礎演習」担当者会議で申し合わせ、答案レポートの書き方について授業で必ず触れるようにしている。

【取り組みの特長・長所】

- ・ 本学における3つの教育目標に対応するかたちでディプロマ・ポリシーを作成し、これを基準とした第2部法律学科独自の教育指標を開発している。
- ・ 授業評価アンケートにおける自己評価、卒業生アンケートを実施している。

【問題点・課題】

- ・ 法学部、第2部法律学科で教育効果に関する就職先の評価は実施していないため、今後、実施する必要があるとの認識にある。

【将来に向けた発展方策】

- ・ 第2部法律学科のOB・OGの就職先にどのような者があるか、キャリアセンターとの連携等によりデータ化していく。

【根拠資料】

- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ
- ・卒業判定教授会 議事録
- ・卒業生アンケート結果

点検・評価項目《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 43～45》

(3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 第2部法律学科では、カリキュラム検討委員会が主体となって、毎年、自己点検・評価作業を行なう際、およびカリキュラム改定時の作業の際に点検・評価を行なっている。
- ② 学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いている。法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、こうした努力の結果、2018年度学生現役3級合格ランキング(学生3級合格者の所属する学校上位ランキング)で、東洋大学が「全国第1位」となった。4回連続で1位という実績をあげることができている。
- ③ 法学部長が責任主体となり、第2部法律学科開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。PROGテスト報告会を開催し、学生のジェネリックスキルについて測定し、学生の特徴を踏まえた上で教育を展開している。PROGテストの振り返りを1年生必修科目「法学入門」の時間に設定した。当該、時間帯は、教員自由入退室可として公開し、情報共有を図ることができた。

【取り組みの特長・長所】

- ・検定試験、資格試験を活用し、学生の学修状況に応じた表彰制度を行なっている。
- ・PROGの結果を学生、教員で共有している。
- ・学部独自にFD学習会を開催し、授業内容、方法の工夫を組織的かつ積極的に取り組んでいる。

【問題点・課題】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を採り入れる計画はあり検討を行なっているが、まだ実現には至っていない。
- ・第 1 部と同一内容・同一教員による授業提供、という観点から、学科独自の取組を行うことにはそれほど積極的ではない。

【将来に向けた発展方策】

- ・カリキュラムの定期的な検証については、外部者による評価を取り入れる。
- ・学科独紙の問題を教員間で考える場合は、「法学基礎演習」等にとどまり、全体として意見交換する場を設ける。

【根拠資料】

- ・履修要覧
- ・シラバス
- ・PROG テスト報告会 資料

【基準5】学生の受け入れ（その1）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 47、49～51》

- （1）学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- （2）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表）

（学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施）

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 第2部法律学科のアドミッション・ポリシーには、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。具体的には、「(1)多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学（人生観・世界観）を持ち、(2)先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方で、論理的・体系的に深く考え、(3)社会の課題に自主的・主体的に取り組み、よき人間関係を築くことを目指す人間であることです。

次に、法学部の教育目標、すなわち、建学の精神をベースにして「リーガル・マインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を備え、かつ「グローバル化する世界に対応し実践的な語学能力を兼ね備えた人材の育成」に対応できる基礎的な学習能力を備え、かつ意欲旺盛で積極的な学生であることです。

より具体的には、将来、法律専門家としての法の解釈・適用に携わること、国内政治または国際政治のあり方を考えること、そして、法治国家における公務員として国及び地方自治体の運営を支えることなど、法に関わるキャリアを志望している学生であることです。」

と定めており、Web ページおよび履修要覧に明示をしている。

- ② アドミッション・ポリシーに従って、推薦入試、一般入試方式を設定しており募集人員、選考方法を設定している。現在の、各入試方法や募集人員、選考方法が適切に設定されているかについては、例年2月～5月に入試制度検討委員会で検証を行うとともに、次年度の入試動向については外部者による分析を参考にしながら適切に行っている。全学の入試委員会で提供される情報を参考に学部として適切に行っている。また、アドミッション・ポリシーに則り、各入試方法や募集人員、選考方法が設定されているかについては、入試制度検討委員会、教授会において審議・検討を行っている。
- ③ 受験生に、Web 等の募集要項において入試方式別に、募集人員、選考方法を明示している。

- ④ 特定の入試に偏ることなく、公正、適切な入試制度なっているかについて、入試制度検討委員会および教授会において審議し、一般入試、自己推薦入試、独立自活試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の適切性を確保している。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・例年の入試の動向については、法学部入試を対象として外部者に入試方式、学生の受験動向等を分析してもらい、偏りが生じないような方策をとっている。入試部が作成する入試データ集には各入試方式で募集人数、志願者数、合格者数、倍率等を明示しており、受験生からみても一定の方式の偏ることなく選抜が行なわれていることが明確となるようにしている。

【問題点・課題】

- ・入試方式によっては、退学者、休学者が他の方式と比して多い入試方式もあるので、入学後の追跡調査を行なうことにより適切な入試制度であるか否かについても検証を加えたい。

【将来に向けた発展方策】

- ・入試方式毎に GPA による追跡調査を実施し、検討を行ない、各入試日程における定員や受入れ数について見直しを行う。

【根拠資料】

- ・入試要項
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ
- ・入試制度検討委員会 資料
- ・全学入試委員会 資料
- ・法学部教授会 資料
- ・外部者による入試分析会 資料
- ・入試委員会 議事録。

【基準5】学生の受け入れ（その2）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 58、61>

- （1）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- （2）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠＜資料、情報＞に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 適切な定員管理により定員の超過または未充足というような事態は生じていない。例年、6月頃にその年の入試結果を基に第三者評価として入試分析講演会を実施し、次年度に向けた適正な自己点検・自己評価の機会を設けている。
- ② 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、全学入試委員会の方針を受けて、入試制度検討委員会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行っている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・外部者講師による入試分析講演会を実施し、定員の不足または超過が生じないように情報の収集を行なっている。

【問題点・課題】

- ・学生の受け入れについては、学部としての統一性が求められるため、学科単位の検討は行われていない。しかし、各学科が抱えている状況を集約し、それを学部の入試委員会等において反映させる必要がある。

【将来に向けた発展方策】

- ・当面、現状の方針を継続して行くが、会議の運営方法として、集約された学科の状況等を出席委員に報告させる。

【根拠資料】

- 全学入試委員会 資料
- 入試制度検討委員会 資料
- 法学部教授会 議事録

【基準6】教員・教員組織（その1）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 64～66、68～70》

- （1）大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- （2）教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

（大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等）

（各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示）

（大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置）

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている。
- ② 各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については「法学部教員組織の編制方針」に準拠して方針を決定している。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合 60.6%であり、教授割合は5割を超えている。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、上述①のとおりのプロセスを経た教員公募に従い、編制方針に沿った採用を行なっている。

点検・評価項目（１）（２）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- 学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などを採用するにあたり、学科が案を練るのではなく、学部として第２法律学科に必要な人材を、他学科とのバランス等を考慮しながら検討している。人事については様々な制約があり、学部主導で学科の人事を検討することはやむを得ないが、学科の需要を集約する場が必要である。

【将来に向けた発展方策】

- 学部、各学科の個性、特色を発揮するための契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針について明文化するとともに、学科としての意見を集約する委員会等を設置する。

【根拠資料】

- 法学部教授会 議事録
- 法学部教員組織の編制方針

【基準6】教員・教員組織（その2）

点検評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 76～77>>

- （1）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- （2）教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 第2部法律学科では「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のためのPDCAサイクルを回し、活性化につなげている。
- ② 人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・年2回以上行われるFD学習会への参加が義務づけられ、これによって、教員の質的向上に役立っている。

【問題点・課題】

- ・学科に特化した形でのFD活動は行われていない。

【将来に向けた発展方策】

- ・教員組織の適切性を検証するための手続等を定める規定の整備

【根拠資料】

- ・教員評価アンケート
- ・人事構想・将来構想委員会 資料
- ・法学部教授 会議事録
- ・人事に関する学長ヒアリング資料

その他

点検評価項目 <<前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 78～80>>

(1) 大学が推進している 3 つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ・教育課程表において、区分として「哲学・思想」「国際人の形成」「キャリア・市民形成」という項目を明示して、本学科においては、「3 つの柱」を意識し、それを反映した教育が行われることが学生においても明確に認識できるようになっている。以下、現実に履修できる科目等の内容であるが、1・2 部相互聴講科目に関して、公務員基礎法やキャリアプランニングなどの「キャリア教育」、ドイツ語等の「国際化」、また、他学部開放科目として文学部の「インド思想史」など「3 つの柱」を基盤とした教育・研究活動を実践している。

「哲学教育」

- ・2012 年度カリキュラムより法学部独自の 1 年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治 36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。

「国際教育」

- ・基盤教育（一般教養的科目）では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目 10 単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的（留学、資格取得等の希望）に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013 年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。
- ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムでは International Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B を他学科開放科目として開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。
- ・H25 年度より国際インターンシップを実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26 年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定している。

「キャリア教育」

- ・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法（公務員対策）⑤総合憲法（公務員対策）⑥法学特論 A（法学検定対策）⑦キャリアデザイン（就職対策）⑧特殊講義ⅡD（土地家屋調査士 寄附講座）を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・正課内の講義科目において3つ特色について科目を提供している。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・2021カリキュラムにおいても上述の施策を継続して行く。

【根拠資料】

- ・学部 HP： <http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html>
- ・ロンドン大学協定書
- ・シラバス 2019 年度（ToyoNet-G 掲載）
- ・学部 HP： <http://www.toyo.ac.jp/site/law/>

2019 年度自己点検・評価フォーム (学部用)

法学部・通信教育課程法律学科

(法学部自己点検・評価活動推進委員会承認)

【基準1】理念・目的

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 9～11>

大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。大学・学部等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【評価の視点】

(将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定)

- ① 各学科の中・長期計画その他の諸施策の計画は適切に実行されているか。実行責任体制及び検証プロセスを明確にし、適切に機能しているか。また、理念・目的等の実現に繋がっているか。
- ② 学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 通信教育課程法律学科は、2018（平成30）年度以降、学生募集を停止している。通信教育という学祖の実践した方法によって、法学部の目的にそいながら、特に社会人のリカレント教育という通信の特性に基づき、教授側と受講生側との双方の知識及び経験を交流させることを通して、授業内容を机上の空論にするのではなく、実社会に於ける生きた法律の姿を身につけ、文化及び社会経済の変化・要請に対応できる進取の気性に富んだ人材の育成を目的にしている。通信教育部の運営にあたっては、文学部日本文学文化学科と協働している。通信教育部長は、任期2年であるが、法学部、文学部から交互に選出している。通信教育委員会は、通信教育部長が責任主体となり、法学部の場合には、通信法律学科長が責任主体となり、法学部長、法学部教員が通信教育委員となって、科目担当者、スクーリング開講等の講座運営上の原案を策定している。自己点検・評価活動において、理念・目的等を毎年検証している。
- ② 法学部教授会において例年12月の通信教育課程の法律学科の自己点検・評価報告についても審議され、目的の適切性を検証しているところである。
- ③ 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の2「教授会は、当該学部の運営に関する次の事項を審議する」事項として「教育研究上の目的に関する事項」が定められており、通信教育課程法律学科ではカリキュラム改訂の際に、教育研究上の目的の検証も行っている。また、毎年の自己点検・評価を行う際にも検証を実施している。検証プロセスについては、法学部自己点検・評価委員会が学部教授会へ報告した報告書を全学の自己点検・評価活動推進委員会がチェックを行ない、そのコメントに基づき学部で検証作業を行っており、検証プロセスを概ね適切に機能させている。

【取り組みの特長・長所】

- ・通信教育課程法律学科の学科長も法学部執行部の構成員となり、通学課程の理念・目標を検証する作業の中で通信教育法律学科の理念・目的が適切となるような体制を確立している。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・特になし。

【根拠資料】

- ・2018 年度自己点検・評価フィードバックコメント
- ・法学部人事構想・将来構想委員会 議事録
- ・カリキュラム検討委員会 議事録
- ・法学部教授会 議事録

【基準4】教育課程・学習成果（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 14～15、17～18>

- （1）授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- （2）授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

（課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適正な関連性）

- ① 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。また、ディプロマ・ポリシーには、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果が明示されているか。
- ② カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態等を明示し、学科のカリキュラムを編成するうえで重要かつ具体的な方針が示されているか。
- ③ カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① ディプロマ・ポリシーに、「法学部法律学科通信教育課程のディプロマ・ポリシーは、公法・私法全般にわたる様々な法分野に加え、政治学・経済学等の関連科目に関する専門知識を修得していることにあります。その上で、実社会における数々の法的な紛争の論点を的確に把握し、公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養、すなわちリーガル・マインドを修得したと認められる学生に、学士（法学）の学位を授与します。」と明示していることが認められる。

- ② カリキュラム・ポリシーには、「法学部法律学科通信教育課程では、法を学び、リーガル・マインドを身につけた学生が、日本社会にとどまらず、国際社会においても、役割を果たせるようになることを目標としています。

このため、本学科では、(1)対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、(2)一方に偏らないバランス感覚を有すること、(3)公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せるようになることをカリキュラム・ポリシーの軸に据えています。こうした能力の開発・涵養のために、本学科では体系的なカリキュラムを編成し、(1)法学の基礎の修得を目的とする導入科目、(2)いわゆる「六法」を中心とした基幹科目、(3)現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を開講しています。また、実務法律家を目指す社会人のほか、社会人が職務上直面する問題を意識した法実務に直結する科目も開講しています。」

と明示し、カリキュラム上の教育課程の体系性や教育内容、科目区分、授業形態、必修・選択必修・選択の別、単位数の設定の基となる、教育課程に対する編成方針、実施方針を具体的に明示している。

- ③ カリキュラム・ポリシーは、「法学部の通信教育課程では、通信教育という学祖の実践した方法によって、法学部の目的にそいながら、特に社会人のリカレント教育という通信の特性に基づき、「受講生の実体験を通じた生きた法律と法論理の双方の習得を目標としており、そのため、(1)法的思考及び法論理的思考、(2)幅広い教養を土台とした諸法律学の基礎的かつ体系的な理解、(3)レポート添削を通じたそれらの文章化の能力、以上の習得」するという教育目標とディプロマ・ポリシーとも整合していることが認められる。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・特になし。

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

- ・特になし。

【根拠資料】

- ・「法学部規程」
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ

【基準4】教育課程・学習成果（その2）

点検・評価項目

- （1）教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点（1）】《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 19～24》

（適切に教育課程を編成するための措置）

- ① 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているか。
- ③ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標等を達成するうえで必要な授業科目がバランスよく編成されているか。
- ④ 専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。
- ⑤ 基盤教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。卒業、履修の要件は適切にバランスよく設定されているか。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 法学部法律学科通信教育課程では、法を学び、リーガル・マインドを身につけた学生が、日本社会にとどまらず、国際社会においても、役割を果たせるようになることを目標にしている。そのため、本学科では、(1) 対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、(2) 一方に偏らないバランス感覚を有すること、(3) 公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せるようになることをカリキュラム・ポリシーの軸に据えている。こうした能力の開発・涵養のために、本学科では体系的なカリキュラムを編成し、(1) 法学の基礎の修得を目的とする導入科目、(2) いわゆる「六法」を中心とした基幹科目、(3) 現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を開講している。また、実務法律家を目指す社会人のほか、社会人が職務上直面する問題を意識した法実務に直結する科目も設置開講している。
- ② 各授業科目の単位数及び時間数は、大学設置基準及び学則に則り適切に設定されているかについては、講義系科目は通年4単位、語学及び実技系科目等は通年2単位として適切に設定されている。
- ③ 教育課程表に科目一覧を掲載しているが、授業科目（必修、選択等）に極端な偏りがなく、教育目標を達成する上で必要な科目が配置されている。必修科目や選択必修科目など、教育上主要と認められる科目をすべて開講している。
- ④ (1) 1年次、必修科目として「導入ゼミナール」「法学概論」を配置し、学生の思考力を訓練する初年次教育、導入期教育を適切に行っている。そして、基本的な法律科目である「憲法 A/B」「刑法Ⅰ（総論）A/B」「民法Ⅰ（総則）A/B」（いずれも必修科目）、「刑法Ⅱ（各論）A/B」（選択必修科目）を配置することで、学生は、同時進行的に基本的な法知識を修得することが可能となっている。このように講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとするカリキュラム・ポリシーのとおり、学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。

（2）2年次以降は、民法関係、商法関係、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法関係等の基幹科目と、労働関係法、国際法、知的財産法などの現代的な法的課題の理解に不可欠な科目を配置している。前者の基幹科目を選択必修科目として、後者を選択科目として配置することで、学生に前者を優先的に履修する動機を与えている。（3）「哲学 A/B」などの基盤教育科目や「法思想史 A/B」などの基礎法は、1年次から選択科目

として履修が可能になっている。これら基盤教育科目と専門科目の関係については、『履修要覧』で明らかにしている。

- ⑤ 卒業単位 124 単位として設定し、うち 28 単位を基盤教育科目、96 単位を専門科目から学修することとし、学士（法学）を授与するに相応しい、バランスとなっている。
- ⑥ カリキュラム・ポリシーには、講義科目と演習科目により思考力の訓練を行うとあり、④（１）で実践しているとおりである。学生の成果取得につながる教育課程になっていることが認められる。

【根拠資料】

- ・履修要覧

【評価の視点（２）】《前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 25～27》

（学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施）

- ① 学科の人材養成の目的に即した、社会的及び職業的自立を図るために、キャリア教育等必要な教育を正課内に適切に配置しているか。また必要な正課外教育が適切に施されているか。
- ② 教育目標に照らした諸資格の取得、その他必要な知識・技能を測る試験の受験に係る指導や支援環境が整っているか。
- ③ 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、学科内の学生への指導体制は適切であるか。また、学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 通信教育法律学科学生の大半が社会人であることから、高大連携は現段階では該当しない。一方、初年次教育として、2012 年度から「導入ゼミナール」（必修）を開講し、あわせてメディア授業を開講している。レポート作成や卒論作成のためのガイダンスを定期的開催してきたほか（年間に複数回）、詳細な『学習の手引き』を配布してきた。
- ② 学部（通学課程）と同様に、就職キャリア支援部が実施する各種セミナーへの参加促進等を行っている。就職キャリア支援部が実施するイベント等は学内掲示物等で確認できる。教員採用に関する支援については、教職課程を開講し、中学校教諭 1 種普通免許状（社会）、高等学校教諭 1 種普通免許状（地理歴史・公民）の取得に必要な科目を配置している。

以上から学科内の学生への指導体制は適切であり、かつ学内の関係組織等の連携体制は明確に教職員で共有され、機能していると判断した。

点検評価項目（１）〔評価の視点（１）（２）〕を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

- ・スクーリングの際には担当教員から当該科目の法体系内の位置づけ等にも触れている。

【根拠資料】

- ・履修要覧

【基準4】教育課程・学習成果（その3）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 31～34>

（1）学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

（授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置）

- ① 学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、施設・設備の利用など）を行っているか。
- ② 履修指導の機会、オフィスアワーなど、学生が学習に係る相談を受けやすい環境が整っているか。また、その指導体制は適切であるか。
- ③ 学生の学習を活性化し、教育の質的転換を実現するために、学科が主体的かつ組織的に取り組んでいるか。
- ④ カリキュラム・ポリシーに従い、各科目の学習到達目標に照らした教育方法が適切に用いられているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 法学部では、学習指導室、共同研究室を配置し、学生の主体的学習ができるように配慮をしている。
- ② 通信教育課程法律学科では、新入生には、オリエンテーション期間、スクーリング開催時期には直接対面により専任教員が指導を行っている。各教員のオフィスアワーについては教員プロフィールにも明記し、Webで確認することが出来る。学生が相談を受けやすい環境を整えている。
- ③ 通信教育課程法律学科では、スクーリング授業においては、日頃文献による学修が中心となる学生が多く、受講者数に合わせた規模の教室内では質疑応答、学生間のディスカッションの機会を設けるなどして主体的学習について配慮をしている。「授業評価アンケート」を実施し、アンケートの結果については各教員にフィードバックし、次年度スクーリング開講の授業組み立て等の参考にしている。
- ④ 通信教育課程法律学科では、各科目のシラバスに学習到達目標を明記し、シラバスチェックの際には各科目分野の教員が記述内容の適切性をチェックしている。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・シラバスの作成依頼
- ・シラバスの点検資料および点検結果報告書
- ・「授業評価アンケート」資料
- ・各年度科目担当者一覧表
- ・ToyoNet-G Web システム

【基準4】教育課程・学習成果（その4）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 37、39～40>

（1）成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

（成績評価及び単位認定を適切に行うための措置）

- ① 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を取っているか。
- ② ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評価： **B：目標の達成が不十分**>

- ① シラバスに学修到達目標を明示し、シラバス点検を行い、その適切性を担保している。また、通学課程に準じてルーブリックの活用や成績状況の把握を行っているが、教員個人の活動レベルに留まっている。
卒業要件は、学部規程に規定し、履修要覧にて全学生に明示している。また、新入生には履修ガイダンスと併せて、履修指導を行っており、卒業要件については十分に説明している。
- ② ディプロマ・ポリシーの内容と対応について、基盤教育科目（28単位）および専門科目（84単位）、加えて学生の将来の進路に応じた科目単位の取得により、幅広い教養を持ちかつ法的思考能力を兼ね備えることができる。本学科のディプロマ・ポリシーに適切に合致していると考えられる。
- ③ 平成27年4月1日に改正された教授会規程第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項に基づき「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」を審議している。通信教育の場合には、まず、通信教育委員会における卒業判定手続を経て、法学部教授会で審議を行っている。毎年3月、9月に卒業判定教授会を開催し、慎重に審議している。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・シラバス
- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ

(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

(各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定、学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

- ① 学科として、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測るための評価指標(評価方法)を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。
- ② 学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し、かつ活用しているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価: **B: 目標の達成が不十分** >

- ① リポート課題、スクーリング時の試験、メディア授業に際しての確認テストなどにより、学生の学修成果を把握できる制度になっている。最終的には、単位認定試験(筆記・論文)により評価をしている。履修要覧には、課題作成上のアドバイスも記載しており、学生のリポート作成の指針にもなっている。
スクーリング開講科目においては、「授業評価アンケート」を実施している。アンケートの結果については各教員にフィードバックし、次年度スクーリング開講の授業組み立て等の参考にしている。
- ② 授業評価アンケートでは、授業取り組みに対する自己評価を行なう項目が用意されている。2019年10月現在、学部、学科の教育効果や就職先の評価は実施していない。通信教育部の場合には、社会人学生が多くを占めており、卒業生アンケートについては実施していない。

【取り組みの特長・長所】

- ・本学に教育の柱となっている3つのポリシーに対応するかたちでディプロマ・ポリシーを作成し、これを機軸とした通信教育課程法律学科独自の教育指標を開発している。
- ・授業評価アンケートにおける自己評価を実施している。補助教材『東洋通信』において、アンケート調査集計結果を、教育内容・方法の改善に取り組む旨の通信法律学科長の総評と合わせて公表している。

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・履修要覧
- ・法学部ホームページ

点検・評価項目《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 43～45》

(3) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

(適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価<学習成果の測定結果の適切な活用>、点検・評価結果に基づく改善・向上)

- ① カリキュラム(教育課程・教育方法)の適切性を検証するために、定期的に点検・評価を実施しているか。また、具体的に何に基づき(資料、情報などの根拠)点検・評価、改善を行っているか。
- ② 教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、学内(高等教育推進センター)、学外のFDに係る研修会や機関などの取り組みを活用し、組織的かつ積極的に取り組んでいるか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部内の執行部会、カリキュラム検討委員会において、随時検証を行っている。2018年(平成30年)度以降募集停止になったため、今後通信教育課程のカリキュラム改訂は行わない。
- ② 毎年度の履修要覧作成時、シラバス、学習のてびきを各教員へ依頼する際に、通信教育委員会において適切性について評価している。
- ③ 授業内容・方法の工夫、改善に向けて、法学部でFD学習会、学内(高等教育推進センター)FD研修会に参加し、取り組んでいる。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

- ・2018年(平成30年)度以降募集停止になったため、今後通信教育課程のカリキュラム改訂は行わない。
- ・学生が履修し、学修が滞りなく進められるように通学課程と連携して対応をする。

【根拠資料】

- ・履修要覧
- ・シラバス

【基準5】学生の受け入れ（その1）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 47、49～51》

- （1）学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- （2）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

【評価の視点】

（学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表）

（学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定、入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施、入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公正な入学者選抜の実施）

- ① アドミッション・ポリシーには、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示しているか。
- ② アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。
- ③ 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。
- ④ 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評定： **A：目標が達成されている**>

- ① 通信教育課程法律学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。
- ② 2018年（平成30年）度以降、募集は停止しており、該当しない。
- ③ 2017年（平成29年）度までは、通信法律学科長が書類点検を行い。形式的要件等を確認し、その後通信教育委員会で入学の許可決定を審議してきたところである。適切に運用がなされてきた。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- 入試要項（平成 30 年度）
- 法学部教授会 資料
- 通信教育委員会 議事録

【基準5】学生の受け入れ（その2）

点検・評価項目 《前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 58、61》

- （1）適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- （2）学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】（入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理）

（学生の受け入れに関する適切な根拠＜資料、情報＞に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。

★学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

★学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（※実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。

- ② 学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

＜評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 正科生の入学者が、収容定員数（1学年1000名、合計4000名）に対して、ここ数年10名程度と低迷していたため通信教育課程は2018年（平成30年）度から募集を停止した。2019（令和元）年12月時点の在籍学生数は118名である。これらの在籍学生が開講期間内（2017（平成29）年9月入学者については2027（令和9）年9月、2年間休学した場合は2029年（令和11）年9月まで）に入学目的が果たせるよう、指導を行っている。
- ② 2015（平成27）年4月1日に改正された教授会規程においては、第9条の1「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる次の事項を審議する」事項として「学生の入学、（中略）に関する事項」が定められており、通信教育学科長が主体となり通信教育委員会および教授会において学生受入の適切性について審議を行い、教授会において審議を行ってきた。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

- ・特になし。

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・法学部教授会 議事録
- ・通信教育委員会 議事録

【基準6】教員・教員組織（その1）

点検・評価項目 <前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 64～66、68～70>

- （1）大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- （2）教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

（大学として求める教員像の設定：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等）

（各学部等の教員組織の編制に関する方針：各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等の適切な明示）

（大学全体及び学部等ごとの専任教員数、適切な教員組織編制のための措置）

- ① 学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。
- ② 学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。
- ③ 各教員の役割、教員間の連携のあり方、教育研究に係る責任所在について、規程や方針等で明確にされているか。
- ④ 学部、各学科において、専任教員数の半数は教授となっているか。
- ⑤ 学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。
- ⑥ 教員組織の編制方針に則って教員組織が編制されているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

<評価： **A：目標が達成されている**>

- ① 教員組織の編制方針では、【教育研究上の目的】、【必要教員数】、【教員構成】、【主要授業科目の担当】、【教員の募集・採用・昇格】、【教育内容の改善のための組織的な研修等】という項目について方針を定めている。
- ② 各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については、学部将来構想委員会で個々の採用に必要な方針を策定するが、一般的な方針については明文化したものは無い。
- ③ 法学部の委員会については、毎年度末に次年度の委員会組織等について明文化し、教授会において審議し、かつ構成員に周知している。また、検討・検証内容によっては、複数の委員会を拡大委員会として合同開催し、責任の共有をはかっている。
- ④ 教授割合 50.8%であり、教授割合は5割を超えている。
- ⑤ 年齢構成については、20代、30代の教員が少ないが、これは専門教育を担当する教員の割合が多いためである。契約制外国語講師、助教の制度を活用し、年齢構成のバランスにも留意している。
- ⑥ 教員組織の編制方針に基づき、採用を行なっている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

- ・学部将来構想委員会において採用枠・分野の決定の後、学部教員資格審査委員会で公募要領を作成、その上で教授会において審議をしており、教員方針に従ったものであることを担保する制度となっている。

【問題点・課題】

- 学部、各学科の個性、特色を発揮するための契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針については明文化した規定はない。

【将来に向けた発展方策】

- 学部、各学科の個性、特色を発揮するための契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針について明文化する。

【根拠資料】

- 教員組織の編制方針

【基準6】教員・教員組織（その2）

点検評価項目 <<前年度参照箇所：2018年度版フォーム No. 76～77>>

- （1）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋げているか。
- （2）教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用）

（適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上）

- ① 教員活動評価等、教員の教育・研究・社会貢献活動の検証結果を有効に活用し、教員組織の活性化に繋げているか。
- ② 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善に繋げているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

- ① 通信教育課程法律学科では「教員活動評価」を毎年実施しており、各教員は自己の改善のための PDCA サイクルを回し、活性化につなげている。
- ② 人事構想・将来構想委員会において次年度人事の採用枠等の検討が行われ、その結果を教授会で審議している。つぎに、教授会の審議結果を基に次年度採用に関わる学長ヒアリングを行い学長と協議を行っている。当該年度末に採用枠について、人事構想・将来構想委員会、資格審査委員会で学部長が報告を行い、その結果を教授会で説明しており適切性は確保されている。

点検・評価項目（1）（2）を通して、長所、問題点、将来に向けた発展方策を記載してください。

【取り組みの特長・長所】

【問題点・課題】

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・教員評価アンケート
- ・人事構想・将来構想委員会 資料
- ・法学部教授会 議事録
- ・人事に関する学長ヒアリング資料

その他

点検評価項目 <前年度参照箇所：2018 年度版フォーム No. 78～80>

(1) 大学が推進している 3 つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。

【評価の視点】

(「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」に基づく、学部・学科独自の取り組みを行っているか)

① 哲学教育・国際教育・キャリア教育について、学科の教育内容に合わせた取り組みを行っているか。

【現状説明】※評価の視点を踏まえ、具体的に記載してください。

< 評価： **A：目標が達成されている** >

①-1 通信教育部としては、従来の「哲学 A/B」、「倫理学 A/B」に加えて、2016 カリキュラムより通年スクーリング科目として「宗教学Ⅰ A/B」、「宗教学Ⅱ A/B」、「井上円了と東洋大学 A/B」を配置し、「ものの見方、考え方」を更に充実させる措置をとった。

①-2 「ドイツ法」、「フランス法」、「国際政治学 A/B」を配置し、国際的視野の涵養に配慮をしている。

①-3 海外留学や留学生の受入については通信教育部としては行っていない。

①-4 通信教育部の学生は、すでに職を持っている者や卒業後に就労を目的としていない者が多い。

学生の必要に応じて、就職キャリア支援センターを紹介している。

①-5 通信教育課程の通年スクーリングを第 2 部の授業科目を活用して行っている。通信教育の学生と通学課程の学生とが学び、高め合える環境を提供している。

①-6 法学部長杯争奪法律討論会には通信教育課程の学生も参加でき、通学課程の学生と学習成果を主体的に発表できる場を整えている。

【取り組みの特長・長所】

・ 正課内の講義科目において本学の 3 つの教育目標に関する科目を提供している。具体的な科目名は、【現状説明】に記載している。

【問題点・課題】

・ 特になし。

【将来に向けた発展方策】

【根拠資料】

- ・ 履修要覧
- ・ シラバス 2019 年度 (ToyoNet-G 掲載)
- ・ 学部 HP : <http://www.toyo.ac.jp/site/law//>